

個人情報の流出

担当課：教育委員会事務局 教育振興室高等学校課・支援教育課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																																																									
<p>1 府立学校において、平成25年度に個人情報流出事案が7件発生しており、うち5件はUSBメモリの紛失によるものである。</p> <p>2 府立学校における取組</p> <p>(1) 教育委員会における情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的に定められている「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」に基づく運用を定め、各校が取り扱う個人情報を含む各種情報の重要度を分類（【ひな形】では三段階を例示）したうえで、管理方法を確認した。（平成26年3月）</p> <p>重要度分類Ⅰ 校外への持ち出し禁止</p> <p>重要度分類Ⅱ 原則持ち出し禁止（やむを得ず持ち出す場合は、校長等の書面による許可が必要）</p> <p>重要度分類Ⅲ 包括的承認</p> <p>(2) 個人情報の管理や保護についての徹底状況</p> <p>ア 校長研修や教頭研修で個人情報に関する説明を実施。</p> <p>イ 流出事案発生時は各校へ注意喚起し、校長会でも伝達している。</p> <p>ウ 支援学校のICT研究協議会で授業での活用の研究とともに、個人情報の取扱についても意見・情報交換を行っている。</p> <p>(3) 平成26年度から、個人情報の適切な管理を行うため統合ICTネットワークを活用することとした。</p> <p>ア 校内においては、学校外からアクセスできない学校用フォルダを利用したデータ共有により、持ち出し不可の個人情報の取扱などに利用する。</p> <p>イ パスワードによりセキュリティを確保した外部ファイル共有システムによりUSBメモリを使用せずに外部へのデータの受け渡しを可能とする。</p> <p>ウ USBメモリに個人データを記録することは、データ移行作業後の平成26年9月以降は禁止とするが、教材等については、ネットワーク接続環境がない場所での授業の際に必要な場合などは、USBメモリの使用を可能とした。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>大阪府個人情報保護条例 (適正管理)</p> <p>第9条</p> <p>2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> </div>	<p>1 平成26年度から、教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順の運用の制定及び新たな統合ICTネットワークの導入により、個人情報の管理の徹底を図るしくみづくりが行われているが、府立学校において4月以降に個人情報流出事案が7件発生しており、前年同期と比較して、発生件数が増加している。</p> <p>2 校長や教頭に対する個人情報保護に関する注意喚起は行われているが、各学校の教職員への注意喚起は校長等に委ねられており、各学校における研修の実施状況については、教育委員会事務局としては把握していない。</p> <p>(参考) 教育委員会事務局における個人情報流出事案</p> <p>【平成25年度】</p> <table border="1" data-bbox="1299 919 2199 1346"> <thead> <tr> <th>報道資料提供</th> <th>所属名</th> <th>事案の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">H25</td> <td>4月15日</td> <td>高等学校課</td> <td>書類の誤送付</td> </tr> <tr> <td>7月19日</td> <td>長吉高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>7月22日</td> <td>教職員企画課</td> <td>メールの誤送信</td> </tr> <tr> <td>8月20日</td> <td>生野高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>12月6日</td> <td>旭高等学校</td> <td>教務手帳等の紛失</td> </tr> <tr> <td>12月24日</td> <td>堺工科高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H26</td> <td>1月24日</td> <td>高槻北高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>2月24日</td> <td>堺東高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>2月28日</td> <td>守口東高等学校</td> <td>メールの誤送信</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成26年度】</p> <table border="1" data-bbox="1299 1388 2199 1730"> <thead> <tr> <th>報道資料提供</th> <th>所属名</th> <th>事案の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">H26</td> <td>4月4日</td> <td>牧野高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>4月25日</td> <td>箕面支援学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>5月8日</td> <td>和泉支援学校</td> <td>生徒名簿の紛失</td> </tr> <tr> <td>5月8日</td> <td>和泉総合高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> <tr> <td>5月16日</td> <td>豊中支援学校</td> <td>書類の誤配付</td> </tr> <tr> <td>7月10日</td> <td>桃谷高等学校通信制</td> <td>生徒指導カードの紛失</td> </tr> <tr> <td>9月1日</td> <td>長野北高等学校</td> <td>USBメモリの紛失</td> </tr> </tbody> </table>	報道資料提供	所属名	事案の概要	H25	4月15日	高等学校課	書類の誤送付	7月19日	長吉高等学校	USBメモリの紛失	7月22日	教職員企画課	メールの誤送信	8月20日	生野高等学校	USBメモリの紛失	12月6日	旭高等学校	教務手帳等の紛失	12月24日	堺工科高等学校	USBメモリの紛失	H26	1月24日	高槻北高等学校	USBメモリの紛失	2月24日	堺東高等学校	USBメモリの紛失	2月28日	守口東高等学校	メールの誤送信	報道資料提供	所属名	事案の概要	H26	4月4日	牧野高等学校	USBメモリの紛失	4月25日	箕面支援学校	USBメモリの紛失	5月8日	和泉支援学校	生徒名簿の紛失	5月8日	和泉総合高等学校	USBメモリの紛失	5月16日	豊中支援学校	書類の誤配付	7月10日	桃谷高等学校通信制	生徒指導カードの紛失	9月1日	長野北高等学校	USBメモリの紛失	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>新システムの導入等によって、平成26年9月以降USBメモリへの個人情報の記録が禁止となるため、USBメモリの紛失による個人情報流出事案への対応は一定行われることになるが、各種媒体による個人情報漏えいリスクは依然として残ることから、引き続き個人情報を保護するためのルールの周知徹底が必要である。</p> <p>個人情報を管理・保護するためのルールやシステムを活用したデータ管理が今まで以上に充分機能するよう、各学校において教職員が意見交換を行う研修を行うなど、現場レベルの個人情報保護意識を醸成するための効果的な取組を組織的に実施されたい。</p>
報道資料提供	所属名	事案の概要																																																									
H25	4月15日	高等学校課	書類の誤送付																																																								
	7月19日	長吉高等学校	USBメモリの紛失																																																								
	7月22日	教職員企画課	メールの誤送信																																																								
	8月20日	生野高等学校	USBメモリの紛失																																																								
	12月6日	旭高等学校	教務手帳等の紛失																																																								
	12月24日	堺工科高等学校	USBメモリの紛失																																																								
H26	1月24日	高槻北高等学校	USBメモリの紛失																																																								
	2月24日	堺東高等学校	USBメモリの紛失																																																								
	2月28日	守口東高等学校	メールの誤送信																																																								
報道資料提供	所属名	事案の概要																																																									
H26	4月4日	牧野高等学校	USBメモリの紛失																																																								
	4月25日	箕面支援学校	USBメモリの紛失																																																								
	5月8日	和泉支援学校	生徒名簿の紛失																																																								
	5月8日	和泉総合高等学校	USBメモリの紛失																																																								
	5月16日	豊中支援学校	書類の誤配付																																																								
	7月10日	桃谷高等学校通信制	生徒指導カードの紛失																																																								
	9月1日	長野北高等学校	USBメモリの紛失																																																								

措置の内容

- 1 平成26年7月1日付けで府立学校に対し、統合ICTネットワーク（新システム）への個人情報データの移行を指示し、端末のデータ移行完了後の9月以降は、USBメモリへの個人情報の保存は禁止した。
- 2 平成26年5月から6月にかけて教育委員会事務局が、府立学校の管理職及びネットワーク担当者を対象として実施した「統合ICTネットワーク研修」（個人情報の取扱い及び外部ファイル共有システム操作研修）受講後に、各学校内で伝達研修を実施するよう指示した。研修の完了報告の提出を以て、全ての府立学校で研修が完了したことを確認した。
- 3 個人情報保護意識を更に高めるため、平成26年12月の「入学者選抜実施に係る事例説明会」において、教頭を対象に府政情報室情報公開課の職員から個人情報についての研修を実施した。また、同月の支援学校の教頭研修においても同様に、情報公開課の職員からの研修を実施した。
- 4 高等学校、支援学校の各々に向けたチェックリスト「個人情報を守るための留意事項」（高等学校）、「個人情報を守る一人ひとりの心構え」（支援学校）を作成し、校内での周知徹底を要請した。

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 大阪府立臨海スポーツセンターの管理運営業務委託について 大阪府と南海ビルサービス株式会社との管理運営業務基本協定書上、臨海スポーツセンター（以下「臨海SC」という。）の管理運営業務にあたり、基本的な業務が定められており、その中でアイススケートリンクの運営業務として貸し靴を含むと規定されている。 なお、大阪府立臨海スポーツセンター条例第11条の規定により利用料金の額は、条例別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者は大阪府の承認を受けて定めた額とすると規定されている。</p> <p>2 大阪府立門真スポーツセンターの管理運営業務委託について 大阪府とオーグスポーツ・OGMPなみはやドーム共同事業体との管理運営業務契約書上、門真スポーツセンター（以下「門真SC」という。）の管理運営にあたり、基本的な業務が定められており、その中でアイススケートリンクの管理運営業務として氷上管理、監視業務、貸し靴業務含むと規定されている。 なお、大阪府立門真スポーツセンター条例第11条の規定により利用料金の額は、条例別表に掲げる金額の範囲内で、指定管理者は大阪府の承認を受けて定めた額とすると規定されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法】 (公の施設の設置、管理及び廃止) 第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 2から7 省略</p> <p>8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。 この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。</p> </div>	<p>1 臨海SC及び門真SCの設置条例において、アイススケートの貸し靴に係る利用料金の根拠規定が存在しない。</p> <p>2 両施設の現在の指定管理者を選定する際の募集要項において、自主事業の中に貸し靴が含まれている旨の参考情報が記載されている一方で、施設の設置条例で管理者の業務として掲げた業務とその詳細を記載することとされている「管理運営業務の内容」においては、アイススケートリンクの運営に関する業務の中に貸し靴を含む旨の記載があり、貸し靴が自主事業なのか、指定管理者として本来実施しなければならない業務なのか判然としない。</p> <p>3 臨海SCの管理運営業務基本協定書の「管理運営業務の仕様書」において、貸館運営業務の中に「アイススケートリンクの運営（貸し靴を含む）」と記載されており、自主事業である旨の記載はない。 また、門真SCの管理運営業務契約書の「管理運営業務の仕様書」では、維持管理事業者の業務の中の「維持管理事業者の自主事業」において「維持管理事業者所有の備品等の貸出業務」と記載されている一方で、「センター運営業務」においても「アイススケートリンクの管理運営業務（氷上管理、監視業務、貸し靴業務含む）」と記載されている。</p> <p>4 以上のことから、貸し靴が自主事業なのか否かが明らかではない。</p> <p>なお、保健体育課の説明によると、現在、臨海SC及び門真SCで実施している貸し靴については、指定管理者からの提案に基づく自主事業として指定管理者が自ら経費負担し、調達、管理、修理を行い実施しており、協定書等に位置づけた上で実施させているとのことであった。</p>	<p>【是正を求めるもの】 アイススケートの貸し靴業務について、自主事業なのか、指定管理者として本来実施しなければならない業務なのか、改めて位置づけを明確にしたうえで、速やかに条例改正や協定書・契約の変更の必要性などについて関係機関と協議されたい。</p>

措置の内容

監査結果を受け、アイススケートの貸し靴に係る利用料金の根拠規定を明確にするため、平成26年9月議会において、大阪府立臨海スポーツセンター条例及び大阪府立門真スポーツセンター条例の一部を改正し、アイススケート靴の利用料金を条例において定めた。
 また、アイススケート靴の貸付業務について、関係機関と協議した結果、平成27年度からはアイススケート靴の貸付業務は自主事業とせず、両センターの本来業務として実施すべく、それぞれ協定書・契約書を変更した。

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
大正高等学校	<p>進行方向にある駅（自宅から約880m）を利用した方が経済的かつ合理的と認められるにもかかわらず、進行方向と逆方向にある駅（自宅から約820m）を最寄駅として申請し、同経路で認定され、通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="468 1010 1478 1167"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年4月～平成27年3月</td> <td>152,500円</td> <td>143,320円</td> <td>9,180円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	平成26年4月～平成27年3月	152,500円	143,320円	9,180円	<p>【是正を求めるもの】 速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>監査の結果を受け、平成27年1月22日付けで通勤経路の認定を職権により変更し、戻入処理を行った。 今後通勤認定に当たっては、確認を徹底し、関係条例、規則の規定に基づき適正な事務処理に努める。</p>
支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額								
平成26年4月～平成27年3月	152,500円	143,320円	9,180円								